

## 第 12 回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会

日 時：平成25 年 4 月 26 日（金）10:00～11:50

場 所：議事堂 3 階 301 委員会室

出席者：三重県飲酒運転防止に関する条例検討会委員 9 人

資 料：第12回 三重県飲酒運転防止に関する条例検討会 事項書

資料 1 正副座長たたき台案

資料 2 条例骨子（案）

資料 3 イメージ図

資料 4 条例概略図（案）

資料 5 条例概略（案）

資料 6 条例骨子（案）への執行部意見について（執行部資料）

資料 7 三重県内でアルコール依存症の対応が可能な精神科クリニック一覧（執行部資料）

資料 8 国際的な診断基準（執行部資料）

資料 9 受診義務（別案）

資料 10 「飲酒運転根絶の日」及び「施行日」について

委員：連日の検討会、大変にありがとうございます。ただ今から、第 12 回の三重県飲酒運転防止に関する条例検討会を開催をいたします。本日の検討会は、昨日の関係者意見の検討において、積み残しとなりました「通勤途上における違反者情報の勤務先等への提供」、さらには「受診義務」、また、「飲酒運転根絶の日」、「施行日」について検討をいたしたいと思います。なお、本日お配りをいたしました資料 1 から 8 につきましては、昨日と同じものを付けさせていただいておりますので、よろしく願いをいたします。資料 9 以降が、本日新たにお付けさせていただいている資料でございます。あと、昨日確認をしていないところが 1 つあります。「重点取締区域」についてですが、昨日、県警のほうから考え方を確認したのですが、私ども検討会としての方向性を確認しておりません。県警からの意見では、県全域をとらえて取り組むほうがよく、あえて「重点取締区域」を設ける必要はないのではないかとの意見をいただいたところでございます。本検討会といたしましても、「重点取締区域」については、設けないということでもよろしいでしょうか。それでは、「重点取締区域」については、本条例にお

いては設けないということにさせていただきたいと思います。続きまして、「通勤途上における違反者情報の提供」について検討をいたしたいと思います。正副座長のほうで検討をした結果、「通勤途上における違反者情報の勤務先等への提供」については、現時点では本条例には規定をしないほうがよいとの意見でまとめさせていただきました。といいますのも、この検討会において、本条例の方針として法律による厳罰化が進むにもかかわらず飲酒運転事故がなくなるという状況から、今回の方針のいわゆる2大柱を「規範意識の定着」と「再発防止」に置いたところがございます。そして、この2大方針につきましては、この検討会で何度も議論をしてきたところがございます。また、前文にもその旨を書き込みました。この点から考えますと、「通勤途上における違反者情報の勤務先等への提供」については、確かに飲酒運転の防止・根絶には効果が期待できると考えるところがございますが、今回のこの条例の方向性から見ますと、これを加えた場合、新たにもう1つ、3つ目の柱を立てることになります。そういった部分から考えますと、現段階においてこの「通勤途上における違反者情報の勤務先等への提供」は、本条例には加えないほうがよいのではないかと、このようにまとめさせていただきました。しかし、今回の提案につきましては、飲酒運転の防止並びに根絶に向けて重要な提案であると正副座長としては認識をさせていただいておるところでございます。そういった意味において今回、この提案については、議事録等何らかの形で残す形を取り、この条例が施行、運用された後、この条例の見直し等を行う中で改めて検討をしていただきたい、その旨を申し送るという方向性にさせていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。ご発言等がありましたらよろしくお願いをいたします。

委員：昨日、この効果も非常にあると思われ、また、先進地の各県の取組等を聞かせていただくと、どこの県警もこれはぜひやりたいというお話があり、取り入れるべきではないかというお話をさせていただいたところではあります。その後の様々な議論や、先ほどの正副座長のお考えをお示しいただいたことに関して、これまでの議論の積み重ねを踏まえますと、正副座長の提案に賛同させていただきたいと思います。この条例が動き出して、残念ながら効果が薄いといった場合には、こういった取組も取り入れるということを考えていくことも必要ということ、どこかの形で残していただければよろしいかと思えます。不断に議定条例については見直していくことを三重県議会としては取り組むという文化を創っていく中で、メンバーが替わっても意識してもらおうという意味でも、課題として残ったものを送っていくことも大事だと思います。

委員：ほかにいかがでしょうか。

委員：今回の条例案に勤務先への情報提供を入れないというのは、賛成です。その理由については、昨日も申し上げましたが、勤務先を持たない人がいて、一次産業者の方、漁業の方は魚に言うのか、農業の方は野菜に言うのか、こんなことはあり得ないので、制度の下での平等性に欠けるという理由で載せないということを昨日も申し上げましたが、今日も改めて今回の条例案に入れないのは賛成で、その後の流れとしては、そういう考えがありますから、将来に向けて入れるのは平等性に欠けるという考えを申し上げておきます。

委員：昨日、委員がおっしゃっていただきました平等性に欠けるのではないかと。これも正副座長の検討の課題として挙げたうえでこの結論を出した状況でございます。言葉としては入れておりませんが。今後の重要な示唆ということで、より制度設計を考えていく中で、委員のご提案等も踏まえて、当然入れる場合は制度設計を考えていく必要があるという認識も持っておりますので、そのようなご提案をいただいたと捉えさせていただきます。ほか、いかがですか。

委員：私も載せるほうで昨日発言させていただきましたが、今お話を聞いて、効果について見直したときにまた入れていただくということでいいかと思えます。

委員：ほか、よろしいですか。それでは、この「通勤途上における違反者情報の勤務先等への提供」については、本条例につきまして、現時点では規定をしないということで結論を上げさせていただきたいと思えます。そして、繰り返しになりますが、議事録等何らかの形で残していくことも附記をさせていただきたいと思えますので、よろしく願いをいたします。それで、2点目の「受診義務」について改めて検討をさせていただきます。受診義務につきましては、昨日、執行部から「知事への受診報告」を規定してほしい、「家族への協力要請は、家族の特定が技術的に難しく、また、個人情報やDVなどの家族間の関係などがあり、整理すべき点がある」などの意見がありました。正副座長といたしましても、受診義務の実効性を考えた場合、現在の案では不都合があるとの認識に至りました。そこで、改めて別案を考えましたので、皆様にご検討をいただきたいと思います。資料9をご覧ください。まず、「8(1) 飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受け、その結果を報告しなければならない。既にアルコール依存症と診断されている者、その他の三重県規則で定める者については除く」ということで、ここに受診義務に加えて結果の報告を追加をさせていただきました。さらには、規則で定める例外規定とし

て、既にアルコール依存症と診断されている者というのを例示として入れさせていただいております。次に、「(2) 知事は三重県規則で定めるところにより、(1) の受診及び報告を行うべき旨、並びに受診の期限を飲酒運転違反者に通知するものとする。」ここで知事による受診報告、受診期限の通知という項目を新たに加えさせていただきました。そして、「(3) 知事は、(2) の通知を受けた飲酒運転違反者が、期限までに(1) の受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し(1) の受診及び報告を行うよう勧告をすることができる。」ここにおきましては、受診及び結果報告をしない者に対する勧告を追加をいたしております。これは、当初、家族に受診をしていただくよう促すという項目があったわけですが、その方向性を少し変える方向になりました。ゆえに、何らかの担保が必要ではないかということで、この内容を新たに加えさせていただきました。なお、この条文には入っておりませんが、その通知をしてからこの期限につきましては、おおよそ60日程度がふさわしいのではないかと、正副座長での意見もまとめたところでございます。「(4) 飲酒運転違反者の家族等は、飲酒運転違反者が、(1) の受診及び報告をしないときは、当該飲酒運転違反者に対し(1) の受診及び報告を行うよう促す等、適切な対応に努めるものとする。」ここにつきましては、主語を「飲酒運転違反者の家族等」というふうに変え、福岡県の条例にもこのような家族の協力の責務というのがありましたので、それを参考としながら内容を変更をさせていただきました。「(5) 知事は、医療機関の指定、診断基準等(1) の診断に関して必要な事項を定めるものとする。」これは原案のとおりでございます。「(6) 公安委員会は、知事に対し(2) の事務を遂行するために必要となる飲酒運転違反者の情報の提供と必要な協力を行うものとする。」これは、公安委員会から知事に対し事務手続き上の情報を提供する旨を加えさせていただいた内容でございます。「(7)(1) の診断を行った医療機関は、診断の結果、アルコール依存症と診断された者に対して、アルコール依存症の治療に関し積極的に助言、指導を行うことができるものとする。」これは、原案の執行部の提案にもありました「助言することができる」というところに「積極的に助言、指導」という内容を加えさせていただきました。なお、執行部から意見提案のありました「受診者の費用負担の明示」、さらには、「医療機関の指定ではなく情報提供」という内容にしてはどうかということに関しましては、今回のこの別案に反映をさせていただいてはおりません。このように「8 受診義務」につきまして、別案を考えさせていただきましたが、皆様のご意見をいただきたいと思います。いかがでしょうか。

委員：まとめていただいて大変お疲れ様です。その「(1)アルコール依存症と診断されている者を除く」というお話で、もし既にアルコール依存症と診断されているかどうかということを確認するための例えば何か証明を提出するとか、もし、その証明が出てきた場合においては、(7)の積極的な助言、指導をその方に対して行えるのが行えないのかということはいかがなのでしょう。

委員：この条例の流れの中でこのような状況が分かるかどうかということに関しましては、県に過去の報告義務ということで資料が残りますので、事前に分かることになると思います。しかし、この条例施行以前においてこういった状況があるかどうかに関しましては、その通知をした段階でなお書きで既に依存症と診断されている場合は、その旨を県のほうに示してください。そうであれば、受診義務は生じませんという作業が必要になってくるのかなと思います。ペーパーとしてそれを証明するペーパーを作るのか、連絡をいただくことにするのか、これは事務手続上の話なので執行部のほうが考えることだと思います。そういった方向になると思いますのと、それと、既にそういった方に関して積極的に助言、指導を行うことができるという(7)が絡むのかどうかということですが、基本的には依存症と診断されている者に対しては、そういった治療を受けているという前提に立つということができると思うのと、さらには、再発防止のところ等でそういったことの指導、助言、また措置等ができるという項目もありますので、そちらをもってそういった方向を促すことができるのではないかと考えます。

委員：分かりました。ただ、今のお話は、2回目の違反をした場合に1回目の資料が残っておるとお話だと思うんですが、全く飲酒運転とは関係なく医療機関にかかって、そのアルコール依存症と診断されている場合もあると思うんですね。それで診断されて、なおかつ、飲酒運転をしてしまうというようなことがあった場合、既に診断されていますというようなことも、今のようなお話で事務手続上の問題でそれをどうするのかまた考えてもらうにしても、連絡等でいいという理解でよろしいんですか。

委員：通知をする前からその者が依存症と診断されているかどうか、この例外規定にあてはまるかどうかということは、残念ながら分からないと思います。ゆえにその通知をした段階において、なお、既にアルコール依存症と飲酒運転に関わらずされているのであれば、この受診義務の項目には当たらないので、その旨を文書で通知をしてもらうのか、連絡をいただくのか、それを証明することも必要になるのかも含めて、その手続を必要とするということだと思います。

委員：そうしますと、既に最初から通知する対象として除外するのではなく、通知をした相手がもう既にアルコール依存症であるという診断がなされている場合は、その旨をもって受診に代えるというような手続きをするという理解でいいわけですね。

委員：これは事務手続上どうなるかというのは、より詳細に検討をしてもらう必要があると思いますが、今思う範囲においては、事前にそれが執行部並びに公安委員会のほうで分かるというような手段はないと思いますので、この流れの中で過去に受けたことがある人に関しては記録が残りますが、そういったことの必要性は出てくると思います。

委員：この条例の流れの中での受診義務というのは、既にアルコール依存症の方とかではなくて、飲酒運転をしたことによって新たにアルコール依存症であることが発覚された方に対して、このような積極的な助言、指導を行うことで飲酒運転をなくしていこうという規定であると整理なさったということですね。

委員：基本的にはそういうことです。

委員：分かりました。

委員：これはあくまでも例示ですので、どういった内容を除外規定に入れるか、それはこのあたりの基準でお作りいただきたいということで、いわゆる白紙委任はいけなのではないかという昨日の議論でしたので、こういう例示文を入れ、後はどれを入れるかは執行部側の検討になると思っております。

委員：もう1つ、今の規則で定めるものの白紙委任はやめてという中で、以前から少しお話をさせてもらっている免許を取る意思のない者という部分は、なかなかそのとき取る意思がないといっても、実際に日が経ったら取りに行くかもしれないという中で、ここに例示するのはあまり適切ではないという判断だろうと思うんですが、それをどこまで規定できるかはあれですが、多分法律でもし規定すると、そのきちんと受診をした証明がないと再び受けに行けないぐらいの強い縛りができるわけですが、条例ですからそこまではできないので、白紙委任じゃない例示としてはこういうような形になったと、そういう理解でよろしいですか。

委員：再び免許を取得する意思のない者というのにも入るような形の考え方はできるんですが、法的担保が取れない。要するにそれを例えば県として文書を取ったとしても、それは条例の範囲ですので、それを超えて自分が取る意思を持って取ることにに対して縛りをつけることは難しいと思いますね。ゆえに、ここにはそういった内容は入れることができないのではないかという理解をしております。

委員：分かりました。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：先ほどの最後のところの、以後、運転をする意思のない者等の規定をどうするかということについて、福岡県はそういう条例上記述はしてありますが、やはりまだ事例もない中で、今の時点で三重県の条例に入れるのは、確かに法的担保がないという意味では賛成でございます。今後、福岡県の執行状況を見ながら、ここは執行部をお願いすることになるんですが、福岡県で実際そういう事例があって、福岡県の場合、2回目の違反で受診義務を免除される方がみえたとした場合、それをどう担保しているのかということ、ぜひ、今後の運用上の課題として申し送りしていく必要があるのかなと思いました。それと、今回の案について非常にご検討をいただいてありがとうございます。(1)の「その結果を報告しなければならない」の「その結果」というのはどこまでを含めるかということについて確認させてください。昨日、委員のほうからも、知事が知るべきことは受診をしたかどうかであって、その方がアルコール依存症かどうかということではない、という議論があった中で、言葉の使い方もかもしれませんが、規則で定めることになるのかもしれませんが、その結果の内容をもう少し条例上も明確にしたほうが、これからパブリックコメントを出していくうえにおいても無用な議論がなく、行くのではと感じます。今、具体的にいい対案がないんですが、診断を受けた事実を報告しなければならないとか、そういった言葉に変えられるのであれば変えたらどうかということをご提案させていただきたいと思います。

委員：まず、前段の免許を再び取得する意思のない者をどうするか。これは今後のおそらく公安委員会が中心になるのかもしれませんが、検討課題として申し送る必要があるのかなと思うのが1つ。それと、後段の結果の報告はどこまで求めるのかということに関しては、我々検討会の考えとしては、昨日、委員が言われた診断を受けたという事実の報告をいただくのであって、その中身までの報告は求めないという流れかなと思います。これは皆さん共通のご見解をいただいているところだと思いますが、それをこの文章で条文としてさらに担保する必要があるのかどうかに関しては、少しご議論をいただくところであると思いますが、事務局としての見解がもしあれば、どうでしょうか。

事務局：中身がもし分からない場合には、もし2回目があったときに、1回目がアルコール依存症であったのかどうか分からないと、その報告義務が発生しているかどうかということが把握できないのではないかと、懸念をしますが、いかがでしょうか。

か。1回目でアルコール依存症と診断されていないような場合もあるかと思います。そういう場合には、2回目はアルコール依存症であると診断されて、また、報告義務が発生するとかそういう場合も出てくるのではないかと思います。結果が分からない場合にどうなってくるのかと、その辺を少し懸念しているところでございます。

委員：私のイメージでは受診しましたという事実だけで担保でき、除外規定をどう運用するかというのは、まさに規則になるわけですが、通知はするわけですよ、違反者に対して受診をみなさいという通知をする。ただし、というところで、既にアルコール依存症であるという診断を受けた方については、その診断書をもってこの義務を免除されますというような記述があれば、1回目、2回目、あつてはならんことですが、既にアルコール依存症かどうかというのは、その後、別の証明書でもって把握できると思っているので、ここでは受診したという事実だけでいいかと思います。

委員：今、事務局からそのような考え方もいただいたところですが、まず、この(1)の「結果」については、診断を受けたという事実だけで私はいいと思います。それで、ただし書きのところの依存症かどうか分からないということに関しては、基本的には受けたという結果は県に残るわけですが、その後はどうだったかということは、その2回目において初めて、それは他の状況において依存症と診断されたことも含めて、これは自主申告という形になるのかなと思いますので、そこはそんなに問題はないかと考えます。他のことにおいて依存症と診断された者に関しても、この除外規定に入るかどうかに関しては自主申告ですので、1回目の受診義務における結果、それは診断内容についても、受けたかどうかというのは分かっていますので、改めてその人に対してどうだったかということ、この適用除外にするかどうかという意味においては自主申告をいただくという範囲の整理でどうでしょうか。この結果を報告しなければいけないというのが、受診をしたという結果だけかどうかということに関しては、条文でそこまで詳しく書くのではなくて、考え方並びにその手続き上の部分で当然用紙もそういったことに基づく用紙をお作りいただければいいと思うので、その範囲で整理ができるのではないかと思います、その辺どうでしょうか。

委員：私は可能ならば受診した事実をと明確にしておいたほうが、先ほども申しましたようにこれからパブリックコメントをかけていくにあたって、なぜそこまで県がアルコール依存症であるかどうか把握するのかという無用な議論を排除できるという意味において、条文上のテクニックとして可能ならば、より我々の意思としては明確になるのでご検討賜れないかと思いますが、他の委員の皆さんのご意見もぜひお聞かせいただきたい



と思います。

委員：ほか、どうでしょうか。その結果を報告しなければならないというので、当然考え方としては受診の事実のみという思いでこれを表記をさせてもらっているんですが、やはり無用の混乱をさせないために、委員からは受診の結果の事実というか、受診の事実を報告しなければならないというような書きぶりを変えたほうがいいんじゃないかということですが。

委員：正副座長本当にご苦労さまでした。私も委員と同じで、その結果を報告しなければならないとなると、どうしてもパッと見た目、読んだときには診断結果という診断名を報告をしなきゃいけないととられかねないかなとは率直には思います。別紙三重県規則で定める様式というふうに書いてあったとしても、この文章があるとどうしてもそういうふう想像してしまうかと思います。感想だけはまずは述べさせていただいて、事務局何かありそうなので終わります。

委員：ほか、どうですか。

事務局：ただ今の議論からしますと、その結果という文言を、受診をした旨を報告しなければならないというぐらいの記述にすれば、受診をしましたという事実を報告いただくということなので、今のご議論をカバーできるのかなと考えます。

委員：結果じゃなくて受診した旨を報告しなければならないと。そうすると、受診したという事実のみの報告でいいということですね。なるほど。今の事務局からの提案も含めて、別案は「その結果を報告しなければならない」ですが、「受診した旨を報告しなければならない」というふうに変えたほうが、より混乱を防げるのではないかという事務局からの提案をいただいたところですが、いかがでしょうか。その方向にしましょうか。では「結果」という言葉を「受診した旨」というふうに変えて、少しその並びに関しては正副にお任せいただくということで、思いとしては受診したという事実のみを報告してもらおうという趣旨のより明確性が出る内容に変えるというところで、あと、流れはご一任いただいてよろしいですか。

委員：そのとおりで結構です。それで、文章の中で誰にというのが明確でないのかなという気がするんですが。

委員：誰には当然これは知事はということで通知をしますので、知事に報告をします。

委員：(1)が先なので、そこで誰にと押さえておかないでよろしいですかね。誰に報告しなければならないというのが必要かなと思いましたが。

委員：(2)で知事が通知するものとするとなっているので、必然的に知事に対して報告

をするというふうに全体の流れの中で、(1)にそこまで書き込まなくても読めるように私は思うんですが。ここに入れなくても当然知事にというふうに読めるというふうに認識を私はしますが。どうですか。

委員：せっかく並びをご検討いただけるのであれば、やはり知事に報告するということが明確になるほうがより良いかという気はいたします。

委員：受診した旨を知事に報告しなければならないというふうに入れるということかな。

委員：ここは記述的な部分だと思いますので、ここは正副座長にお任せで私は構わないかと。事務局とご調整いただければ。

委員：ありがとうございます。当然これは報告するのは知事に対してでして、それは間違いのない事実です。それを(1)に明文化したほうがいいのかどうかに関しては、今の提案もより明確にしたほうがいいんじゃないかということも含めて、ご一任いただいていますか。そこに書かれなかったからといって公安委員会のほうに行ってしまうとか、その疑義があるということではないと思うので。ほか、どうでしょうか。

委員：論点が前に戻ってしまうんですが、今後、免許を取得する意思のない人を除外していくというところですが、それはお酒飲んで運転する可能性は限りなくゼロに近いわけですから除外していてもいいかなという見方もあるんですが、一方で温かみのある飲酒運転防止<sup>ゼロ</sup>をめざす条例としては、もしかしたらアルコール依存症で苦しんでいる方にそこで診断を受けてもらって、免許を取得するしないにかかわらず、適切な医療につなげていくということも効果として一方であるのかなと思うので、あえて除外規定の中で定めないほうがいいのかという意見としてまずは述べさせていただきます。あと、指定する医療機関の話ですが、こだわらうと申し訳ないですが、このようにしていただいたのは私も同感ですし、ありがたいと思っています。ただ、昨日の執行部の意見を聞かせていただく中で、健康福祉部から、指定ということであれば、69 医療機関すべて指定することになるというふうにおっしゃっていたのが気になっているので、依存症という診断自体は社会的に考えると、本当に慎重にしなければならないし、診断自体のクォリティーをきちっと上げていくというか、ある程度担保していく必要があるのか、このあたりは条文上はこれで私は大賛成ですが、この後の部分の医療機関の指定については、医師会なり精神病院協会の三重県支部なりとの調整等も必要ですが、ある程度有識者からどういう指定の仕方がいいのか、どういう定義でどういう基準で指定していくべきなのかということについても、検討会としても注視していく必要があるのではないかと思っていますので、意見として述べさせていただきます。

委員：ありがとうございます。まず、前半の運転免許を取得する意思のない者を除外規定に入れるかどうかということに関して、これは最終的に執行部が除外規定をどう決めるかですが、私はそれを明文化するなり、入れるのはなかなか現段階においては技術的に難しいのかなと。やはり法的担保が取れないというふうに考えます。当然執行部もそのような方向は考えたうえで検討すると思いますが。それと、後半の話については、昨日の議論のやり取りの中でそういった発言もあったところではあります。しかし、これは執行部の確定した考え方ではないと認識していますし、8(1)さらには(5)ないしは(7)の積極的な助言、指導ですね、ここまでが担保できるような医療機関という一つの大きな流れがあると思うし、加えて健康福祉部としては、この8(7)の治療に関しては、当然積極的にやっていただくものであるという発言もいただいていますので、そういった全体の流れから、検討会の考え、思いも伝えたいので、ここはその旨、委員が言われている部分におけるクオリティーをどう担保するかということを含めて伝えていきたいと思ひますし、そこはまた関係する所管部で検討していただく話かと思ひます。ほか、どうですか。

委員：この医療機関のところ、この知事が指定する医療機関というのは、診断もするし、アルコール依存症であると診断出来て治療も出来ると標榜されているところしかないというイメージになってしまうわけですか。私、昨日もお伺いしていたのは、診断するところは結構、委員のお話を伺っていると、診断は結構いろんなところで出来るのかなと。ただ、治療までいくと結構限られてくるというイメージを持たせていただいたんですが、その辺はどういう整理をさせていただいているのかなという確認だけさせてほしいんですが。

委員：この「8受診義務」の流れからいきますと、まず、8(1)において知事が指定する医療機関で診断を受けてくださいというふうになっています。そして、8(7)において、これは委ねるところではありますが、(1)の診断を行った医療機関は、依存症に関し積極的に助言、指導を行うことができるというようにしてあるという流れを考えますと、まずは一連の流れのできる場所という考え方になってくると思ひます。しかし、ここに完全に縛るものではありませんので、やはりそこは現場との様々な協議の中で考えられていくものと思ひますが、この全体の条例の流れからいくと、やはりそういったところからのスタートとなるというふうに考えます。

委員：2、3の医療機関で少しインタビューをしたところ、アルコール依存症の治療プログラムというものを設定している医療機関というのは限られていると。そうなくて

ると、昨日の資料にあるような医療機関ぐらいいかないのかなと正直思っているところで。ただ、今回、本県条例がこうやって制定されて、そこへの対策がなされる、県も本腰を入れるということになれば、それぞれの医療機関で様々なプログラムの設定なり、ドクターの研修・研鑽などが積まれて対応可能な医療機関というのは必ず増えてくると思っていますので、それなりの能力のある病院というか優秀な方はたくさんみえますので、それを医療機関としてやるかどうかのところについては、そんなには心配はしていません。

委員：ありがとうございます。私も現状の状況においてどこが出来るのかではなく、この条例が出来たことによって、そういった意識を持ち、そういった方向になる医療機関が増えてくるということを期待する、このことの必要性とか大切さがあるというふうにも考えます。

委員：理解させていただきました。この(7)のところで執行部の提案は、「積極的に助言、指導を行うよう努めるものとする」という、より踏み込んだような意見でしたが、今回の案については、「行うことができる」という規定ですが、何かお考えがあれば確認だけさせていただきたいのですが。

委員：ここは言葉として積極的に助言、指導という言葉に関しては、その強める感を持たせていただきました。そこを「行うことができるものとする」というふうにとどめ、「努めるものとする」というふうにはしていないのは、感覚的な問題ですが、「努めるものとする」という言い方をすると、条例は県が執行するわけですが、県から医療機関に対して少し強制力的とは言いませんが、非常に強まった感があるというのが、「行うことができるものとする」よりは出るのかなというニュアンスを持っています。ここは本人と病院、特にドクターとの関係の中でやるわけですが、やはり病院の主体性というところを鑑みて行うことができるものとするという表記にさせていただきました。しかし、当然診断された方に対しては、医療機関の責務として治療をしていただくという部分においては、そのとおりでありますので、原案は確かに助言という言葉だけだったと思いますが、「積極的に助言、指導」という言葉を付けさせていただいた、そういう感覚的なものも含めて、県下の医療機関に対して強制的にさせるという部分ではなく、そこは主体性を条文には持たせながら、しかし、医療者としての責務としては、「単なる助言」から「積極的に助言、指導」というふうに強めたという考え方の整理をさせていただいたところです。もし、より強めるということであれば、変更可能な部分ですが。

委員：全体として温かみのある条例ですので、かつ、先ほどのお話で、これから医療機関に期待するべきところを踏まえましても、この表現でいいと思います。

委員：ほか、いかがですか。全体この内容で8(1)の結果を受診した旨をというところは変更するということにさせていただいて、あと、全体はよろしいでしょうか。家族の協力に関しては、手続きというよりは方向性の話になってしまっているんですが、やはり具体的な手続き論を考えた場合、この表記にせざるを得ないかなと。しかし、我々の検討会の思いとしては、ここは家族の協力というのは残しておきたいということで、こういう表現にさせていただいておりますので、ご理解をいただければと思います。よろしいでしょうか。そうしましたら、この「8受診義務」は、この別案の方向で8(1)の「その結果を報告しなければならない」というところを、「その受診した旨を報告しなければならない」という変更をし、この変更の文言に関してはご一任をさせていただいての内容とさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いをいたします。ありがとうございました。そうしましたら、続きまして、飲酒運転根絶の日及び施行日について検討をさせていただきます。資料10をご覧ください。まず、飲酒運転根絶の日につきましては、日にちが明記されておりました。それで、この日にちにつきましては、飲酒運転根絶の日として酒販組合からも提案があり、さらには、1年間の流れを見ただ中で12月1日とすると明記をしてはどうかというふうに思います。それと、施行日についてですが、このままこの検討が順調にいきますと、6月議会において上程ができるのではないかとこの予定でございます。その流れからいきますと、全体の施行日は平成25年7月1日から施行、そして、ただ今、ご議論いただきました受診義務については、執行部から6月間ぐらいの周知期間をいただきたいということで、平成26年の1月1日からの施行ということで附則に明記をさせていただきたいと思っておりますが、いかがでしょうか。ちなみに、ここでは飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす日とはしておりません。そこも含めてご意見がありましたらよろしくお願いをいたします。

委員：受診義務、1月1日というのは何かこだわりはありますか。できるだけ早くということですか。

委員：この日にちにこだわりを強く持つておるわけではありません。7月1日から6箇月以内の周知期間ということで1月1日からかと。それと、仮に飲酒運転根絶の日を12月1日とお定めいただければ、当然この期間はお酒を飲む機会も増えており、そこから、この1月1日に向けて広くピーアールができるということと、年が変わったそこから

受診義務が発生しますと、1月1日から飲酒運転違反をした者という対象になりますが、その区切りとしては分かりやすいのかなとは考えたところであります。しかし、日にちにこだわったわけではありません。

委員：もしも今おっしゃったような流れだと、非常に県民の方にもイメージもしてもらいやすいし、心掛けてもいただきやすいかとは率直に思いました。ただ、医療機関の指定ですとか様々やっていく中で、万が一、調整が困難そうだとすることであれば、あまり1月1日と決めきってしまうと、またやっつけみたいになってしまってもよくないというがあるので、受診義務については、さしあたり1月1日と条文上は附則へ書き込まなければならぬので、議案上程までには決め切らなきゃいけないですが、ぎりぎりのところでもう少し送るといっても想定しつつやっていただけたらいいかと思いました。

委員：多分附則に今の思いとして書きぶりとしては日にち入れてしまおうとは今考えています。当然執行部からも昨日は6箇月ぐらいの期間がほしいという話がありましたので、7月1日からちょうど6箇月ということです。そこに少し不安を覚えるということであれば、これはテクニカルの話ですが、附則に公布日から何月以内とかそういう書き方の附則もできるのではないかとは思っておりますが、そこ事務局どうですか。できなくはないね。だから、例えば1月1日というのは思いとしてはそこに決めておきながら、今言った不測の事態を考えた場合、例えば公布の日から中途半端だけど7月以内とかいう書き方はできますよね。6月以内だとちょっとしんどいけども、7月以内とかそういう書き方ができるというところがあります。

委員：了解しました。

委員：事務局。

事務局：「何箇月以内に施行する」とするときは、「公布日から 月以内に規則で定める日」となりまして、何箇月以内の間のどこで施行するかは執行部の規則に委ねることになり、執行部に任せるため、ねらい打ちはできなくなります。

委員：思いを伝えるだけの話であるということですね。分かりました。

委員：そういう状況であれば、基本、私も委員のおっしゃるようなスケジュール感を持って県民の方に効果的にやっていただくのは大前提ということで進めていただいて、不測の事態、ぎりぎりのところでちょっと厳しいとなったら、先ほどの技術を駆使してやっていただくほうが、日にちにこだわるということではなければ、そのほうが実が取れるかと感じています。

委員：執行部から6箇月以内という提案をいただいている中の範囲にしていますし、当然執行部も相当検討をしたうえで昨日の意見をしていますので、まず大丈夫でないかとは考えております。ほか、いかがでしょうか。

委員：まさに健康福祉部も積極的にこの条例を活用していただく意思を昨日感じさせていただきましたので、私も1月1日に決めていただけてよろしいかと思えます。

委員：ありがとうございます。ほか、いかがでしょうか。

委員：私も12月1日の根絶の日と、1月1日からということで賛成したいと思えます。あと、名前は「根絶の日」というふうになっておりますが、個人的には、せっかく「三重県の〇をめざす」ということでしたので、統一するのもよいかと思っております。

委員：ありがとうございます。ここは正副座長で昨日検討して、結論を出し切れなかったところです。ひとまず原案でいくかということで出したのが正直なところです。ですから、あえてご議論いただきたいと思えます。

委員：私も「〇」という言葉が非常に印象的な条例名でなりましたので、できることならという思いはあるのですが、逆に「飲酒運転〇の日」としてしまうと、この日だけ〇であればいいのかという誤解を招くといけなないので、〇を入れるのであれば、「飲酒運転〇運動の日」とかにしたほうがよいと思えます。感覚の問題です。語呂が悪いというだけで。それでしたら、「根絶の日」でもいいかとは思いました。

委員：ありがとうございます。「飲酒運転〇の日」とすると、確かにその日だけゼロでいいのかという、これは昨日も議論したところです。そうなると、「飲酒運転〇をめざす日」とする必要があるかと。「飲酒運転〇をめざす日」だったら、別にその日だけ〇ということではなくて、文言も統一性が出てくるところです。あとは言葉の響きです。まさしく皆様のご議論で決めたいと思えます。例えばその案でいくと、11(1)は、県民の間に広く飲酒運転の、ここは根絶についての理解と関心を深めるため、「飲酒運転〇をめざす日」を設けると、こういう感じになるかと。「飲酒運転〇をめざす日」は「12月1日」とすると、こういう書きぶりになりますかね。

委員：私も「飲酒運転〇をめざす日」というの、いいと思うんですが、多分この日にいろんな啓発活動とかして、物品を配ったりとかそういうことが出てくると思いますが、そのときの文字数の多さから考えると、根絶の日のほうが伝わりやすい気はするんです。どちらとは決めにくいですが、「〇をめざす日」でもどちらでもいいと思うんですが、決めきれませんが、「〇をめざす条例」としたんですから、〇を強調させるようなレイアウトにさせていただいて、「〇をめざす日」にされたらどうかと思えます。難しいですね。

委員：まさしく検討会で決めましょう。

委員：「<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」がいいと思いますね。ただ、先ほどから言うように文字数が多いとか語呂が悪いということなら、あえて「<sup>ゼロ</sup>0の日」でもいいかなという気はいたします。例えば、1日2件ぐらいあって、特に12月というシーズンに入的过程中で、例え一日でもしっかり「0をめざす日」があるんだということで、そこで啓発することでゼロを継続していくんだという意味合いでも、さしておかしくはないかという気はいたします。

委員：ほか、どうでしょうか。

委員：語呂というところもあるかと思いますが、私は三重県らしさというのを非常に強調したいという思いもございます、根絶だと他県もやっているということがございますので、ここは一つせっかくでございますので、今、まだ「<sup>ゼロ</sup>0をめざす」という言葉が生まれたばかりなので、長いという違和感はあるかと思うんですが、できればそちらのほうで検討していただきたいと思います。

委員：今も「交通事故死0をめざす日」というのが平成20年からあるということですので、それに比べれば一文字少ないので、「<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」で。

委員：そうしましたら、ここはせっかく条例名称をそのようにしておるわけですから、ここも「飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」、ないしは、あえて「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」にするのか、ここどうでしょうか。「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」を設けると。「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」は12月1日にするのか、三重県を取って飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日は12月1日にするのかと、その辺どうですか。

委員：感想としては三重県入れたほうがいい感じがしました。

委員：なんか並びがいいね。どうですか。

委員：確かに他のいろんな日というのは全国的なもので、内閣府が音頭を取って三重県の交通安全協議会等が定めているということですが、ここは三重県独自ということであれば「三重県」という言葉を入れていただくのはふさわしいと思います。

委員：事務局、よろしいか。

事務局：0がカタカナ表記でいいのかということと、「めざす」を漢字か平仮名かというのをご議論いただきたいと思います。

委員：まず何にするかを決めます。ここは原案から変えまして、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」という名称にするということで、「11 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日」と。「(1) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>0をめざす日を設ける」と。その後、並びはすべてそれでいくということで。条文は



正式には縦書きになりますので、ここはこの表題表記のルビの<sup>ゼロ</sup>ではなくて、この表記はカタカナのゼロになると思いますので、そこはご理解をいただきたいと思います。それと、「めざす」は最初の表題表記が平仮名ですので、ここも平仮名とさせていただきたいと思いますが、それでよろしいですか。それで、いろんなイベントのところ  
で横断幕等が出る时候に関しては、できる限り表題のほうを使っていただくと。ここに関しては、条文表記はここにルビ振ってというのは縦書きの中で少ししんどい可能性があるので、ここはカタカナのゼロということで。事務局、どうですか。

事務局：ルビは大丈夫です。「ゼロ」が「オー」になりますので、数字のゼロを縦書きにした場合は、数字のゼロでなく みたいな形に。ルビはゼロと入れられます。

委員：ルビは振れる。では、それでいきますか。数字にルビ入りにしますか、ここも。では、その方向でよろしいですか。「めざす」は平仮名で。「飲酒運転根絶の日」から、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす日」ということで統一していくということでもよろしいですか。ありがとうございます。では、確認をさせていただきます。「11 飲酒運転根絶の日」は、「三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす日」と変えまして、「( 1 ) 県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるため、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす日を設ける。」「( 2 ) 三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす日は、12月1日とする。」「( 3 ) 県は、三重県飲酒運転<sup>ゼロ</sup>をめざす日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。」そして、施行日については、平成25年7月1日から施行。そして、受診義務については、平成26年1月1日から施行とこのように決定をさせていただきます。ちなみに、本年の12月1日は日曜日でございます。大々的なイベントができる日でございます。

事務局：今、「飲酒運転<sup>ゼロ</sup>の日」としていただいた関係で、前文にもカタカナでゼロと使っている部分がありますので、それも直させていただきますよろしいですか。

委員：では統一しましょう、ルビで。どうですか、検討会としては統一するということで、前文の一番下ですね。分かりました。あと、事務局、補足よろしいですか。そうしましたら、以上で昨日の積み残しの課題についての検討は終了となります。予定ですと、本日の検討会はここまでですが、既に修正箇所も明らかになりました。本来ですと、4月30日に中間案をお示しをさせていただくということでしたが、このまま少し休憩をいただいて、事務手続上の時間をいただいて、この場で中間案、いわゆる法案の形のもの  
を皆さんにお示しをさせていただいて、ご決定をいただき、5月からのパブリックコメントの作業に入りたいと思いますが、そういった形でよろしいですか。そうしまし

たら、11時半の再開にさせていただき、少しお時間をいただきたいと思います。そこで中間案をお出しさせていただいて、皆さんにご了解をいただければ、パブリックコメントに入れます。そうすれば、4月30日の検討会は開催をしないということになりますので、ここで休憩を取らせていただきます。

委員：検討会を再開をいたします。お手元に配付をいたしましたのが中間案でございます。内容は、先ほどまで議論をした内容を条文の形にさせていただいたものでございます。名称は、「三重県飲酒運転<sup>㉞</sup>をめざす条例」(中間案)でございます。前文において一番最後のところ、「一日でも早く飲酒運転が<sup>㉞</sup>となることに願いを込め」の表記を、数字の0にルビを振る形に修正をさせていただきました。目的、定義等は、皆様からご議論をいただいた内容でございます。ただ、定義の第二条第五号の飲酒運転違反者につきましては、その範囲を明確にということで、県内において道路交通法うんぬんということで、前に「県内において」というのを加えさせていただいております。県の責務三条以下、ご議論をいただいたとおり、特に基本計画第六条第二項のところにつきましては、一～四号と分けさせていただきました。さらには、九条受診義務のところにつきましては、第九条一項において皆様にご議論いただいたとおり、「飲酒運転違反者は、知事が指定する医療機関においてアルコール依存症に関する診断を受け、知事に対し当該診断を受けた旨を報告しなければならない。」ということで、「当該診断を受けた旨」と修正し、「知事に対し」という言葉を追記をさせていただきました。そして、例外規定として、「ただし、既にアルコール依存症と診断されている者、その他の規則で定める者についてはこの限りではない」とさせていただきます。そして、最後、「第十二条飲酒運転<sup>㉞</sup>をめざす日」と変更をし、その内容につきましても、「第十二条第一項、県民の間に広く飲酒運転の根絶についての理解と関心を深めるようにするため、三重県飲酒運転<sup>㉞</sup>をめざす日を設ける。」「第二項、三重県飲酒運転<sup>㉞</sup>をめざす日は、十二月一日とする。」「第三項、県は、三重県飲酒運転<sup>㉞</sup>をめざす日には、その趣旨にふさわしい行事が実施されるよう努めるものとする。」と変更をさせていただきました。委任につきましても、昨日ご議論のとおり、定義から外し、ここに「三重県規則」、「三重県教育委員会規則」、又は「三重県公安委員会規則」というふうに明記をさせていただいております。そして、附則でございます。附則においては、施行日の期日を入れております。この条例は、「平成二十五年七月一日から施行する。ただし、第九条の規定は、平成二十六年一月一日から施行する。」このような中間案としてまとめさせていただきましたが、検討会委員の皆様からのご意見、ご発言がありましたら

お願いをいたします。

事務局：3ページの受診義務第九条のところでございますが、第1項のところ、飲酒運転違反者から始まり3行目のところで、既にアルコール依存症と診断されている者その他の規則となっておりますが、三重県規則ですので、「三重県」を追加させていただきます。

委員：事務局に確認させていただきたいのですが、定義の5つ目に入れていただいた飲酒運転違反者ですが、県内において違反行為をした者ということになると、県外の方で県内で違反をした方も入るんですか、この読み方は。

事務局：対象となります。

委員：県外の方も県内において対象となるということ。どうぞ、委員。

委員：昨日の議論で、県外の方が観光で三重県に来られて飲酒運転で摘発されたとしても、その方に三重県内での知事が指定する医療機関での受診を義務づけることは無理ではないかという話でしたので、意識としてはここは県民に限り、県内かつ県民という認識をしていましたが、その整理はつきづらいんですか。

事務局：条文上、こう規定するのがよいかと思ひまして、実際どこまで追えるかというのがあります。

委員：条文上はこういう表記にせざるを得ないと思います。そして、かつ、受診義務のところ、実質的に追えるのかどうかという部分において、昨日の整理においては、実質的には追えないということで、結果的に県内において違反をした県民ということになってくるということで、そういう整理の仕方ということになると考えます。

委員：受診義務のうち、「三重県規則」のところ、県内に住居を置くものと定めてしまうとやり過ぎですか。条例上は明記する必要はないけども、規則上で定めておくことは技術的には。

事務局：条例の属地主義という趣旨からして、県内の人と県外の人を区分けするのは、平等性の観点からは難しい点があるかと思ひます。

委員：実質的に第九条がどこまで及ぶのかということにおいては、県内において違反をした人であっても、結果的には追うことができないという整理の仕方になるという認識ですね。

委員：では、属地主義ということならば、この定義の5番目の県内においてという言葉は、あえて入れたのはなぜでありましょうか。

事務局：これを置かないと、例えば県外で違反した人が県内に入ってきた場合、当然その

方も飲酒運転違反者になってきますので、そうすると、これが条例の適用になってくるのかということになりますので、その点を整理して県内おいてとさせていただきます。

委員：今のご説明が分かりにくかったんですが、県外で飲酒運転を摘発された方が県内に入ってきたときにややこしいという今のご説明の仕方からすると、それは属地主義ということから考えると、県内で違反していないわけですから問題ないように考えますが、そこはいかがでしょうか。

事務局：補足させていただきます。確かに解釈上そういう解釈ができると思いますが、県内においてという言葉がないと、道路交通法違反をした者というのが道路交通法違反をした状態の者という感じがありまして、そうしますと、どこかで道路交通法違反した状態の者が三重県内に入った瞬間に三重県の条例が適用されてしまうおそれがあるかと思ひまして、あえてここは県内と明記させていただきました。

委員：より分かりやすくするという意味ですね。了解しました。そのうえでもう一度、最初の議論ですが、これはそうすると、県外の方も対象の条例なんだけれども、結果として追えないというのは、何か非常に実務上の不備によって追えないという形になってしまうと思うんですが、今まで議論してきた中だと、最初からできれば外しておきたいというような議論をしておいたわけですが、それを技術的に外す方法はないんでしょうか。例えば、先ほど出た県内に居住する者というような定義を置くということ、先ほど不公平というお話がありましたが、技術的に本当に不可能なのか、もう一度確認をしたいのですが。

委員：事務局どうぞ。

事務局：技術的に言葉を入れることは可能かとは思いますが、それが果たして条文の形になったとき、法制的にどうかは難しいところがあるかと思ひます。まず、三重県の人、ということで定義をしたとき、では、三重県人という定義は何か、居住の要件は何か、いろんな問題も出てくるというところで、技術的な難しさもありますし、やはり条例は原則属地主義でして、それは条例の制限というか限界かと思ひますが、その中でさらに県内人と県外人を分けて、三重県人だけにターゲットを絞るのは法制的に難しいかと思ひます。例えば、路上喫煙禁止条例を例にしますと、この条例が他県で制定されていたとき、三重県の間が他県で路上喫煙を行った場合、他県のこの条例に抵触しますが、それを他県の県民だけでいいんだというのが難しいのと同じような発想です。考え方としては。

委員：しかし、一方で県民の努力というような形で、県民という縛りを他の条項ではかけ  
ておるわけですね。そこはいかんが为什么呢。

事務局：三重県の条例ですので、県民の努力と書かせてはもらっているのですが。

委員：県民の努力等理念的な部分については、広く県民という対象でこの条例が作られて  
いると思います。それで、飲酒運転違反者をなぜ定義をするのかということに関して  
は、この第九条で具体的な手続きが発生するということ、この定義を必要とするで  
あろうと。そこで、属地主義の原則からいくと、県内においてということの明記をさ  
せていただいておりますが、そういった意味でいくと、県内において飲酒運転違  
反者としての摘発をされた県外者も、この内容においては入るわけですが、そこから  
さらに条文上絞り込むことは難しいであろうという。そのうえで、この第九条受診義  
務の実質的な手続き上どうなってくるのかということに関しては、条文から見る限り  
においては、まさしくこの定義をした者は入るわけですが、では、その違反者を特に  
県内でやった県外の違反者を、手続上追うことができるのかどうかという部分に関し  
ては、追うことができないということで、この流れからいった場合、考え方として県  
内で違反をした県内者が結果的に対象になるというつくりというふうにご理解をいた  
だきたいと思っております。

委員：そういうことであればいいと思うんですが、心配しているのは、この条例の厳密に  
言うところに入るともかかわらず、現場での不備によってというか、本当は負わなければ  
ならない者を、追えないという形で現場に責任がいくようなことになると、ちょっと問  
題かと。そういうことであれば、できるだけそういうことは先に記述できるのならば  
したいという思いであります。

委員：現場というのは、執行部とか公安委員会とかというところに責任が行くのではない  
かということですね。その部分に関しては、考え方が整理されておれば、ご懸念に  
は至らないと思っておりますし、昨日、執行部からもその範囲さえ明確にしておいてい  
ただければということでしたので、そこは確認ができたものということで、それ以上、執  
行部のほうから更に明文化してほしいとか書き込んでほしいという要望はいただい  
ていないと認識しておりますので、法体系上も大丈夫だと思います。

委員：分かりました。

委員：ほか、よろしいですか。

委員：追うことができないのはどうしてできないんですか。県外の方で県内で違反して、  
その後、受診義務等々を課していくことが追っていけないということですか。

委員：公安委員会にその情報がないということですね。そういうことでいいですよ。

委員：公安委員会に情報がないと、免許証に載っている住所地の警察にしかその方の情報がないということですね。

事務局：そうです。愛知県公安委員会という話になりますので、愛知県の方であれば。

委員：愛知県の方であれば、三重県警には、県内で違反したその人の個人情報はないということですか。

事務局：基本的には愛知県のほうへ移るという形で理解しています。

委員：各免許証は各県の公安委員会が発行してますので、そういう整理になると思います。

委員：そうしますと、三重県で飲酒運転で捕まって、それはそこまでの仕事で、あとは愛知県警のほうへ情報を流して、向こうで全部やってもらってということなんです。

委員：ありがとうございました。ほか、よろしいですか。そうしましたら、第九条第一項において、その他の規則のところは三重県を加えていただきたいという事務局からの申出がありましたので、それを含めてこの中間案でパブリックコメントを実施したいと思います。パブリックコメントにつきましては、その実施機関を5月1日から5月31日の1箇月間とさせていただきます。そして、資料といたしましては、本日のこの中間案、そして、条例概略案、昨日の資料5です。これを付けさせていただきますと考えております。昨日、委員から資料4もお付けいただきたいという話がありましたが、その辺のところはいかがいたしましょうか。

委員：特にこだわるものではないですが、資料4が非常に視覚的にも分かりやすくまとめていただいたという思いがありましたので、一任で結構でございます。

委員：ありがとうございます。では、ご一任いただく中で、資料4の視認性も含めて決定をさせていただきます。あと、よろしいですか。では、パブリックコメントの実施については、事務局にお任せしたいと考えております。次回の検討会は、パブリックコメントによる意見の検討を行いたいと考えております。次回の検討会の日程ですが、正副案といたしましては、6月7日金曜日、この日は本会議で議案質疑が予定をされておる日でございますが、この本会議終了後に開催をしたいと思っておりますが、いかがでしょうか。よろしいですか。それでは、6月7日金曜日の本会議終了後に次回検討会を開催させていただきますので、よろしく願いをいたします。本日の議題は、以上です。皆様から他に意見がありましたらよろしく願いをいたします。ありがとうございます。これで、本日の検討会は終了とさせていただきます。

(終了)